

災害救助法実施に関する委託契約書

(趣旨)

第1条 岡山県（以下「甲」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する災害（以下「災害」という。）に際して、法第16条の規定により、救助又はその応援の実施に関する必要な事項（以下「委託事項」という。）を、日本赤十字社岡山県支部（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事項の実施）

第2条 委託事項は、乙が編成する救護班等によって行われるものとする。ただし、災害の状況により必要があると認めるときは、甲も当該委託事項を行うことができるものとする。

（委託事項の範囲）

第3条 委託事項の範囲は、次のとおりとする。

（1）医療

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

（2）助産

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（3）死体の処理

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 檢案

（4）避難所における救援物資等の配布及びこころのケア

2 前項各号の委託事項を行う期間は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号。以下「細則」という。）別表第一に規定する救助期間とする。ただし、甲が内閣総理大臣の同意を得て当該期間を延長した場合は、その期間によるものとする。

3 甲は、災害時に緊急に委託事項の範囲を広げようとするときは、その範囲を明確にして乙に実施を要請するものとする。

（支弁費用の補償）

第4条 甲は、法第19条の規定により、委託事項を実施するために乙が支弁した費用に対し、その費用に充当すべき寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

2 前項の寄附金その他の収入とは、乙が災害の際に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金品は含まないものとする。

3 乙は、支弁した費用を甲に請求するときは、甲が別に示す請求書にその費用に係る証拠書等の写しを添付して甲に提出するものとする。

（支弁費用の算定基準）

第5条 委託事項を実施するために必要な支弁費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 人件費 委託事項の実施に従事した救護員等の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）、時間外手当及び深夜手当とし、日本赤十字社旅費規則、日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び日本赤十字社職員給与要綱により又は準じて算定した額によること。
- (2) 救護所設置費 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費とすること。
- (3) 救護諸費
- ア 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費によること。
- イ 死体の処理のために使用した死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として一体当たり細別表第一に定める額以内の実費の額によること。
- (4) 輸送費及び賃金職員等雇上費 医療、助産、死体の処理、避難所における救援物資等の配布及びこれらのケア並びに救護所設置のために必要な輸送費及び賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費によること。
- (5) その他の費用 前各号に該当しない費用であって、委託事項の実施のために使用した費用の実費によること。
- (6) 扶助金 委託事項の実施に従事した救護員等（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）第32条の規定によって支給した扶助金の額によること。
- (7) 事務費 委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費によること。

（委託事項の範囲外の費用負担）

第6条 第3条に規定する委託事項の範囲を超えて委託事項に関する業務を行った場合の費用は、乙において負担する。

（指導監督）

第7条 委託事項の実施に関して、甲は乙を指導監督できるものとする。

（協議）

第8条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は甲乙協議の上これを定める。

附 則

- 1 この契約は、締結の日から適用する。
- 2 甲と乙との間で昭和35年4月1日に締結した災害救助法実施に関する委託契約は、廃止する。

平成31年4月1日

甲 岡山県北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区丸の内二丁目7番20号
日本赤十字社岡山県支部
副支部長 中島 博

